

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

## 準備書面30

(令和6年能登半島地震の地震観測記録と債務者の地震動想定)

2024年1月19日

福井地方裁判所民事部御中

債権者ら代理人 笠原一浩

債権者らは、本書面において、令和6年能登半島地震の地震観測記録に照らして、債務者が想定する地震に関する基準地震動が不合理であることを主張するものである。

2024年1月1日16時10分に令和6年能登半島地震が発生した。その地震規模はマグニチュード7.6であり(甲194号証)、このような大規模地震が陸域で起きた場合には、いかに広範囲に強い地震動をもたらし、極めて甚大な人的物的損害を及ぼすかが明らかとなった。証拠(甲194)によれば、令和6年能登半島地震において震央から30キロメートル圏内の5か所の観測地点すべてにおいて700ガルを超

える地震動が観測されたこと、震央から59キロメートルの観測地点では最高位の2828ガルの地震動が観測されたこと、震央から60キロメートル圏内の11か所の観測地点のうち1か所は459ガルであったが、残りの10か所では700ガルを超える地震動が観測されたこと、その10か所のうち7か所の観測地点で1000ガルを超える地震動が観測されたこと、震央から164キロメートル離れた観測地点においても300ガルを超える地震動が観測されたことが認められる。

そして、この令和6年能登半島地震はマグニチュード7.6であるから、そのエネルギー量は債務者が【甲135の5枚目において】想定するマグニチュード7.8の地震のエネルギーの2分の1に過ぎないのである。したがって、マグニチュード7.8にも及ぶ地震が陸域又は海岸付近で起きた場合には、震央から30キロメートル程度しか離れていなければ、また、たとえ震央からの距離が60キロメートルであったとしても、700ガルを遥かに超える地震動が到来することは容易に想定できるのである。このように極めて広範囲に700ガルを超える地震動を到来させ、本件原発の解放基盤表面においても700ガルを超える地震動をもたらすおそれがある地震が、債務者の内陸地殻内地震の想定においては700ガルと想定されているのである。しかも地震の最大加速度700ガルという債務者が想定した数値は、最低限これくらいの地震動になるはずだという数値ではなく、通常この程度の加速度が観測されるはずだという数値でもなく、基準地震動としてこれを超える最大加速度は合理的には想定できないという数値なのである。以上からすると、債務者が想定した地震に関する基準地震動700ガルという数値は通常考え難い数値であり、不合理であるといえる。

ただ、自然現象、とりわけ地震は未知の部分が多いことから、通常考え難い数値であっても直ちに「あり得ない」と断ずる訳にはいかない。

しかし、通常考え難いことを主張するのなら、主張する者においてそのことを裏付ける事実（地域特性、地盤特性等）を主張立証しなければならぬはずである。

以上